

SCOPE

未来への羅針盤「スコープ」

9

No.207 | Sep. 2018

マルトク堂

不動産M&Aで
手取りを
増やせ

特集 会社を守る

社内不正の 防ぎ方

その2 在庫編

在庫は粉飾・不正の温床

〈税金〉消費税の軽減税率

〈国際税務〉米国税制改正について

ボクシング世界チャンピオン伊藤雅雪選手が当社を表敬訪問！

特集 会社を守る

社内不正の防ぎ方

〈その2 在庫編〉

「在庫は粉飾・不正の温床」

田中弘先生の「税の勉強」シリーズVol.4

会社の利益を圧迫し、場合によっては社会的信用を失墜させてしまう可能性のある社内不正。今回は「領収書・金券」への対策を紹介しました。今回のテーマは「在庫」。在庫は粉飾・不正の温床ともいわれています。田中弘先生のお話を参考に、対策を講じてみてはいかがでしょうか？



→ 今回お話を聞いた先生

田中弘

神奈川大学名誉教授
 辻・本郷 税理士法人顧問
 北海道札幌市生まれ。早稲田大学の博士課程を修了後、愛知学院大学商学部講師・助教授・教授を経て、神奈川大学経済学部教授およびロンドン大学客員教授を歴任。専門は財務会計論、経営分析。

【主要著書】会社データの読み方・活かし方(中央経済社)、新財務諸表論、複眼思考の会計学、経営分析を学ぶ(以上、税務経理協会)、など。

10万個の陶磁器が「石ころ」になる

「在庫」のお話を分かりやすく説明するために、とあるセラミックメーカーを例にとってお話をしましょう。セラミックというのは陶磁器ですから、一度製品にしてしまうと、一般に流用はできなくなります。ある会社から、半導体・液晶装置関連の部品を100万個受注したとしましょう。陶磁器ですから製品化段階で割れたりひびが入ったり不具合が生じるものもあり、100万個ちょうどを製造するわけにはいきません。不具合によるアウト(製造段階でのハネもの)を見込んで110万個製造したとします。ところが幸いにして、ほとんど不具合が発生せず、100万個を納品し、10万個が残ったとします。

同じ会社から同じ部品の注文がくれば、この10万個を納品することもあり得ますが、期末現在そうしたことが期待できなければ、この企業の経営者は、この10万個の陶磁器を「ただの石ころ」と認識せざるを得ません。

これを「在庫」としてバランス・シートに載せるか「石ころ」として損失処理するか、決算数値に大きく影響します。会社の倉庫にある在庫は、ときには宝の山でもあり、ときには石ころの山でもあります。**石ころの山を資産に計上すれば、資産の水増しになり、れっきとした粉飾になってしまいます。**

「石ころ」はどう会計処理すればいい？

したがって、この陶磁器を「石ころ」として損失処理することになります。気をつけなければならないのは、会計処理ではありません。「石ころ」の処理も重要。「石ころ」を社外に持ち出して廃棄してあれば、(借方)棚卸資産廃棄損××× (貸方)棚卸資産×××でよいでしょう。ところが、「石ころ」を廃棄せずに、倉庫の片隅とか駐車場の脇などに放置(あるいは保管)してあるような場合は要注意です。なにせ「石ころ」とはいえ、まだ社内に残っているのです。経営者が「石こ



ろ」だと判断したとしても、外部からはれっきとした「棚卸資産」に見えるかもしれません。税務当局からすれば「不当な損金計上」に見えるかもしれませんし、株主の目からは「資産隠し」に見えるかもしれません。

企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」第9項では、次のように定めています。

営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、合理的に算定された価額によること





が困難な場合には、正味売却価額まで切り下げる方法に代えて、その状況に応じ、次のような方法により収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理する。

(1) 帳簿価額を処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む)まで切り下げる方法

(2) 一定の回転期間を超える場合、定期的に帳簿価額を切り下げる方法

ここで「営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産」というのは、通常の販売が見込めないながら手元に保有され(滞留)、処分(除却)を待っている「棚卸資産」になります。したがって、期末現在、社内に在庫として存在するため帳簿外におくことはできません。そこで、(1)を採用し、帳簿価額を「ゼロ」または「備忘価額」(たとえば1円)まで資産価額を切り下げて、その金額で帳簿に残す方法を選ぶことになります。

棚卸資産の価値(正味売却価額)が「ゼロ円」とか「1円」なら、さっさと帳簿から除外した方がいいようにも思えますが、帳簿上での財産管理のためには、金額がたとえゼロ円でも1円でも、資産が社内に存在することを明らかにするために記帳しておくのです。

棚卸資産の場合、売れそうもなくなったからといって、現物が社内に残っているにもかかわらず簿外処理(記録から消す)をしてしまえば、万が一、誰かが無断でこの物品を社外に持ち出し、売却してそれを懐に入れるような不正が行われても、誰も気がつかないという事態が発生してしまいます。きちんと記帳しておくことが重要になります。



なんでも売れる時代の在庫管理

そうした特殊な話でなくても、従業員が通常の在庫

を不正に持ち出すこともあります。企業によっては「わが社は高額の在庫などはないから安心だ」「うちは部品しか作っていないから、どこにも売れない」というところもあるでしょう。

ところが、今の時代、動かなくなった電動工具でも、音が出なくなったステレオでも、机の引き出しに眠っていた昔の携帯電話でも、何でも売れる時代です。

家の近くに「ハードオフ」のような店はありませんか。インターネットのオークションやフリマ(フリーマーケット)を覗いたことはありませんか。そこでは、何でも売り買いが行われています。御社が扱っている商品・製品・部品などの品名と品番で検索してみてもいいでしょうか。



在庫の不正を予防する管理方法

在庫が不正に持ち出されていても、気がつかないことがあります。そこで、何が持ち出されているかを調べ、その上で、必要な対策を立てる必要があります。ねじ・釘のような少額のものが無断で持ち出されているからといって、お金がかかる対策を取るのはムダ。ある程度高額な物品に絞って対策を立てるほうが効率的です。

在庫の出し入れ(出入庫)を記録する方法には、**継続記録法(帳簿棚卸法)**と**棚卸計算法(定期棚卸法)**とがあります。その二つについて説明しましょう。

<継続記録法>

入庫と出庫の記録を、その出入庫のつど、商品有高帳とか材料元帳に記帳する方法です。帳簿の記録から、常に在庫の有り高が分かります。継続記録法は、「**在庫が一定の分量を下回ったら発注する**」といった在

庫管理に適した方法です。

ただし、この方法による帳簿の残高が、在庫として実際に残っている数量と一致するという保証はありません。なぜなら、いかに受け払いを正確に記録しても、在庫を保管している倉庫では、紛失や盗難が発生したり、目減りや蒸発(揮発性の在庫)が起きれば、記録の上の在庫数と実際の在庫数に違いが出てくるからです。

こうした事情があるために、継続記録法を使うときは実際の在庫数量を確認するために、「**実地棚卸**」をする必要があります。実地棚卸をすると、記録上の在庫数量と実際の在庫数量を比べて、誤差を知ることができます。この誤差を「**棚卸減耗(費)**」といいます。

<棚卸計算法>

入庫の記録はつけるが、出庫の記録はつけず、期末に実地棚卸をして在庫量を調べ、**期首在庫量+当期入庫量-期末在庫量=当期出庫量**の式から、出庫の量を推計する方法です。出庫の記録を取らないという点で便利ですが、社員の持ち出しなどが発覚しにくく、また、棚卸減耗を知ることができないというデメリットもあります。

御社が、単価が大きく移動が簡単な在庫に棚卸計算法を採用しているようであれば、継続記録法に変えた方

がよいでしょう。また、ネジ・釘のように単価が低く不正が起きにくい在庫には、手数のかからない棚卸計算法を採用するとよいでしょう。一度、会社がどの在庫にどの方法を採用しているかを確かめてみてはいかがでしょうか。



不正は放置せず、減らす努力を

できれば不正のない会社になりたいものですが、残念ながら、不正を100%防ぐことは困難です。しかし、できないからといって不正を放置すると、カビのごとく蔓延してしまいます。100%を目指さず、当面、半減させるくらいの気持ちで取り組むとよいのではないのでしょうか。

不正防止のアイデア

その1 日本企業の内部統制システムを活用

日本企業には、社内不正を予防する工夫として、内部統制のシステムが昔からビルトインされています。例えば、「転勤」、「配置転換」、「協働」、「大部屋勤務」といったものです。数年ごとに転勤や配置転換があるため、社員はいつでも移動できるように身辺をきれいにしておこうとしますし、万が一、社員の着服や横領などがあっても、被害が大きくないうちに発見できます。席も隣から丸見えの状態なので、不正やミスが発生しても、周りの社員が気づきやすいのです。欧米型のオフィス環境に比べて、不正予防に効果があります。



その2 在庫管理は新入社員に任せる

新人は商品知識がないため一生懸命勉強します。きっと、時間があれば倉庫の中をうろろし、通勤途中でもカタログを読み、段ボール箱に入っている商品を確認するはず。半年もすれば、社内が一番商品に詳しい人材となることでしょう。そして、無断で在庫の持ち出しをしようとする上司にも、社内の事情が分からないだけに「持ち出すときは、一言ご連絡ください。」といえるはず。在庫の無断持ち出しを防ぎ、適正な管理を実現するためのアイデアのひとつとして、ご検討ください。





Q

消費税の軽減税率

私は、スーパーマーケット2店舗と飲食店3店舗を経営しています。平成31年10月1日から、消費税率が8%から10%となると同時に、「飲食料品」は税率8%のままの軽減税率制度が導入されると聞いています。「飲食料品」とは、具体的にどのようなものをいうのですか？また、参考となる資料等あれば教えてください。

A

消費税の税率アップまでは残り約1年、東京オリンピックまでは残り2年を切りました。オリンピックまでは好景が続くのではないかなどの評論もありますが、来年10月からの消費税率アップによって消費が冷え込み景気が悪くならないことを祈るばかりです。

さて、ご質問のように、通常の資産譲渡や役務の提供については、消費税率が10%となる見込ですが、「飲食料品の譲渡」と「新聞の譲渡」については、国民生活に影響が大きいなどの理由で税率8%のままの軽減税率制度が導入されます。この制度は、事業者のみならず消費者にも大きな影響があります。

そこで国税庁では、消費税軽減税率制度対応室が設けられ、「消費税の軽減税率制度に関するQ&A」を公表しています。国税庁のホームページから入手できますのでご一読されることをお勧めします。公表資料をもとに、ご質問の「飲食料品」とは、具体的にどのようなものをいうのかを解説します。

「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される、

- ①米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻などの水産物
- ②めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③食品衛生法に規定する添加物（食品の製造、加工、保存目的で使用するもの）
- ④食品と食品以外の資産が一体として販売されるもののうち、一定の要件を満たすものなどを行います。

ただし、「飲食料品」には、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品、酒税法に規定する「酒類」は除かれます。その他、疑問点がありましたら、弊社担当までご質問をお寄せください。



税金 Q&A では皆さんの税金への疑問にお答えいたします。
税務に関する質問を scope@ht-tax.or.jp までお寄せください。

夏にまつわるエピソード

夏の思い出は、高校1年の夏、田舎の中学から都市部の普通高校に入学して、成績が自分の思惑に反して良くなかったことから猛勉強したこと、そのとき自宅の新築中で納屋の二階で汗まみれであったことです。その後、現在まであんなに勉強したことがなく成長がとまっていることが残念です。（小林）



税金

入湯税をご存知ですか？



大山雅亮

おおやまさあき

盛岡事務所

温泉を使った入浴施設に行き、温泉に入ったときは、
入湯税（市町村税）がかかります。
この入湯税がどのようなものかご説明します。

温泉に入ったときは、入湯税（市町村税）が徴収されます。入湯税は、温泉に入った利用者に代わって施設の経営者が市町村に納める仕組みになっています。概要は次の通りです。

『入湯税の概要』

ア 課税主体

鉱泉浴場所在の市町村

（平成28年度課税団体数：975団体）

※鉱泉浴場：温泉法にいう温泉を利用する浴場

（同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として

認識されるものも含まれる）

イ 課税客体

鉱泉浴場における入湯行為

ウ 納税義務者

鉱泉浴場における入湯客

エ 税率

1人1日150円を標準とする

オ 用途

環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用

カ 徴収方法特別徴収

キ 税収（平成28年度決算額）

224億円

税率は標準で150円となっていますが、各市町村の判断で変更できるため、下記の表、「入湯税の税率採用状況」にあるように20円～250円まで幅広く設定されています。

減免措置もあり、日帰りだと半額程度、年齢

12歳未満や共同浴場、一般公衆浴場などは免除されている場合が多く、集客のため、あえて低い税率を設定している市町村もある様です。

入湯税の税率採用状況

税 率	20	40	50	70	80	100	120	130	標準 150	200	210	250	合計
市 町 村 数	1	5	14	3	3	48	2	3	892	2	1	1	975
構成比（%）	0.1	0.5	1.4	0.3	0.3	4.9	0.2	0.3	91.5	0.2	0.1	0.1	100.0



個別に記載されている場合は、消費税の課税仕入れとはならないため会計処理上、注意が必要となります。

夏にまつわるエピソード

住んでいたところが海水浴場に近かったため海へ、海に入れないときはプールに行き、ひたすら泳いでいました。よく毎日飽きもせずに泳ぎに行っていたなと思い返されます。今ではその海水浴場は遊泳禁止となっていて、ちょっと寂しくもあります。

労務のみらい

— 人は企業のプラットフォーム —

〔 HR室 田中宏二 〕

働き方改革のポイント 第1回

働き方改革関連法案が先の国会で成立しました。「労務のみらい」では、今後3回にわたり2019年度から施行が予定されている改正内容について、「働き方改革のポイント」と称してご紹介していきたいと思ます。

時間外労働の上限規制

1. 労使協定の記載内容が具体的に列挙 (労働基準法第36条2項)

時間外協定届について、労使協定で定める事項が、以下のとおり具体的に列挙されました。

- 労働時間を延長し、または休日に労働させることができる労働者の範囲
- 対象期間
- 労働時間を延長し、または休日に労働させることができる場合
- 労働時間の延長および休日労働を適正なものとするために必要な事項(厚生労働省令で定める事項:健康確保措置、割増賃金率、限度時間を超過して労働する場合の手続き、その限度時間)

2. 時間外労働の上限規制 (労働基準法第36条3項、4項)

これまで時間外労働の上限規制の具体的な基準については、「基準告示」により定められていましたが、今回の法改正により条文化されました。時間外労働をさせることができる時間は、基準告知と同様、原則として1か月について45時間、1年について360時間(1年単位の変形労働時間制の場合は1か月42時間、1年間について320時間)となっています。

3. 時間外労働の上限規制 (労働基準法第36条5項、6項)

「当該事業場における通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に左記2の時間を超過して労働させる必要がある場合」、原則の時間を超過して時間外労働をさせることができることとされました。いわゆる「時間外労働の限度時間の例外」で、1か月100時間未満、2か月ないし6か月のそれぞれの期間における時間外労働および休日労働の1か月あたりの平均時間は80時間未満、1年については720時間、月45時間(1年単位の変形労働時間制の場合は42時間)を超過することができる月数は、1年について6か月以内となりました。また、上記に違反した場合は罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されることとなりました。

4. 時間外労働の上限規制の適用除外、猶予

以下の事業・業務に対しては、上限規制の適用除外、猶予の措置が行われることとなりました。

- 建設の事業
- 自動車運転の業務
- 医師
- 鹿児島県および沖縄県における砂糖を製造する事業
- 新技術・新商品等の研究開発業務

5. 施行日

時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は、2019年4月1日施行予定です。ただし、中小企業における時間外労働の上限規制に係る改正規定の適用は、2020年4月1日です。

今回は特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)についてご紹介いたします。



夏にまつわる エピソード

幼き頃は近くの花火大会の花火が実家のほぼ真上に入り、花火の残骸が風向きによっては屋根に降ってきた思い出があります。いつからか、危ないからと打ち上げ場所が変わりかなり見づらくなったようです。最近では家族や友人と花火をする場所も少なくなり、花火を見かけることがなくなってきました。久しぶりに体に響く花火を見に行こうと、こっそり計画中です。



国際税務

米国税制改正について



高木 健太

たかぎ けんた

法人国際部

2017年12月22日、トランプ大統領が税制改正法案に署名し、抜本的な税制改正案が成立しました。

法人税率

2018年1月1日以降、法人税率は従前の最高35%の累進税率から一律21%に引き下げられ、また、一定の人的役務提供法人に適用される一律35%の税率は撤廃されます。

代替ミニマム税(AMT)

2018年1月1日以降に始まる課税年度よりAMTが撤廃され、既存のAMT税額控除繰越額と通常税額との相殺が認められる事になりました。2018年から2020年の間に始まる課税年度では、相殺後のAMT残高の50%を限度として還付が認められ、残余額は2021年に開始する課税年度で全額還付が認められます。

国内歳入法179条 固定資産の一括損金計上

2018年1月1日以降に始まる課税年度で事業用に供される資産について、課税年度毎に\$100,000,000までの一括償却が認められます。

購入した固定資産の初年度一括償却制度

2017年9月28日以降2022年12月31日までに取得かつ事業共用された適格固定資産の全額が一括償却可能となります。

利息控除

事業上の支払利子から事業上の受取利子および一定の資産購入に係る借入利子を控除した純支払

利子のうち、調整後課税所得の30%を超える部分が控除不可となります。

繰越欠損金の使用

2018年1月1日以降に終了する課税年度から欠損金の繰戻還付が廃止される一方、無期限の繰越が可能となります。また、2018年1月1日以降に始まる課税年度で生じる繰越欠損金の使用制限額が課税所得の80%に制限されます。

国内製造控除制度

2018年1月1日以降に始まる課税年度から本制度が撤廃されます。改正前は、米国内の製造/販売から発生する利益のうち要件を満たす利益の9%を所得控除できました。

接待交際費

従来50%控除が認められていた接待交際費(エンターテインメント関連)は全額控除でなくなります。また、会社都合により会社内で給される食事、出張における食費、少額な食事は50%制限となります。

UNICAP

改正法では、50%超の直接間接所有のある関係会社を含めた売上が\$25,000,000以下の再販事業者はこの規定の対象外となりました。

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。TEL:03-5323-3537 mail:tp@ht-tax.or.jp

夏にまつわる エピソード

2011年の震災の年、電力供給不足の関連で、全社一括でお盆に夏季休暇をとる事になり、友人と予定を併せて海外旅行(インドネシア)に行きました。ハイシーズンでしたが、非日常のリフレッシュは頭の切替えに大いに役立った記憶があります。今後も、繁忙期を過ぎた夏季に適宜リフレッシュを取り入れ、通年のパフォーマンス維持に努めたいと考えております。



IPOは 会社が大きく 成長できる手段です！

シリーズ第2回「ショートレビューとは」

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社 執行役員 折茂雄一郎

第2回目は、IPOの第一歩ともいわれるショートレビューについて、わかりやすく解説します。

1. ショートレビューとは

ショートレビュー(Short Review)とは、その名のとおり、公認会計士が所属する監査法人が、上場準備会社に短期間(通常2〜3日程度)訪問して、経営管理上の課題を調査するプロセスをいいます。「短期調査」「クイック・レビュー」とも称されます。

なぜ監査法人によって行われるかという、上場するには2期間に渡って公認会計士による「適正意見」を記載した監査報告書(いわゆるお墨つき)が必要なので、その後の監査契約により会計監査をスタートするにあたって、ショートレビューにより大体の会社の課題が事前に分かっていたほうがスムーズに入り込めるからです。

このため、このショートレビューを入り口として2年間の監査契約及び上場後の法定監査契約(会社法監査と金融商品取引法監査)でしっかり

と監査報酬をもらうというスタンスが多いと思われるので、ショートレビューの報酬は、数十万円〜百万円と大手監査法人でもリーズナブルな水準となっています。

2. ショートレビューの具体的な内容

監査法人が実施するショートレビューの具体的な内容ですが、IPOに際して重要と考えられるコーポレート・ガバナンスや組織体制・規程/マニュアルの整備といった経営管理制度、中期経営計画や予算・月次決算制度といった利益管理制度に加えて、関係会社や特別利害関係者との取引、会計基準制度他が含まれます。

下表のように、項目は多岐に渡り、ページ数にして100頁近くなることが多く、自身もかつて監査法人在籍時にショートレビューレポートを量産していた時代がありました。

3. ショートレビューの意外なメリット

このようなショートレビューですが、「上場企業として求められる水準と

現状との差異」をクリアにするための調査ですので、どうしても普段後手に回りがちな内部統制や管理体制のチェックがメインとなります。

特に、アーリーステージにあるベンチャー企業においては管理・体制の整備がおろそかになり、山のような指摘がなされるのが常です。逆にいうと、痛いところをどしどし突いてくれるのもショートレビューといえます。

しかし、最初は耳が痛い膨大な指摘事項、じつは上場準備を進めていくうちに「IPOのためのチェックリスト」の役割を果たすことに多くの担当者が気づきます。そうなりますと、「大義名分」をもって社内の改革・整備を進めることもできます。

また、ショートレビューを受けることで、管理部門の担当者としては、CFOや管理者の雇用やシステム投資等、「大義名分」をもって予算を獲得できる等、飛躍的に仕事がしやすくなるという隠れたメリットがあります。

さらに、経営管理にお悩みの経営者の方々、上場企業に匹敵するくらいの利益管理制度を作りたいと考えている経営者の方々にとっても有用な『自社健康診断書』あるいは『取扱説明書』の枠割も果たすのがこのショートレビューなのです。

ショートレビューの具体的な内容		
調査項目	主な内容(例示)	
財務	会計処理基準	上場企業に要求される会計基準との相違を検討
	経営管理制度	上場に向けた制度の現状把握と審査基準への適合状況を検討
制度	①事業概要	事業内容、方針、特色、部門/セグメント、事業競争環境、経営戦略、経営課題
	②利益管理制度	中長期計画、予算、月次決算、部門別損益
	③会計基準	重要な会計方針、原価計算制度、決算書開示体制
	④業務管理制度	販売管理、購買管理、在庫管理、資金出納管理
	⑤経営管理制度	コーポレートガバナンス、組織体制、諸規程/マニュアル
	⑥関係会社/特別利害関係者	グループ会社の存在意義、役員/二親等以内の親族等との特別な取引
	⑦内部統制(J-sox)	上場審査・上場後の内部統制監査に耐える体制

夏にまつわる エピソード

夏が来れば思い出すのは、遥かな尾瀬ではなく、①御前崎での巨大クラゲ感電溺死事件 ②ブーケットでのサンゴ礁乗り上げスタバロ事件 ③ホテルの部屋でドライヤー発火&髪に引火事件(ただし友人) ④パラセーリングで浜に降りれず空中旋回し続けた事件 ⑤日焼けでヤケだし冷蔵庫中の缶ビールいかに寝たら即お湯になった事件。サザン、TUBEのメロディが一生似合わない自分です。

徳田
孝司
の
月刊



堂

Vol.24

THEME

不動産M & Aで手取りを増やせ ～税金の差が手取りの差～

1. 不動産M & Aとは

M&Aの話題が多くなっています。中堅、中小の企業にとって後継者の問題もあり、M&Aにより会社を手放すことが選択肢の一つになりつつあります。そんな中、事業そのもののM&Aではなく、廃業後に残った古くから所有する不動産を会社ごと株式として売却することがあります。これが不動産M & Aです。

2. 最大のメリットは、税引き後キャッシュの違い

不動産売却により、売却資金を退職金や配当として個人の懐に入れようとした場合、会社や個人の税負担が大きく、手取りは相当目減りします。一方、株式として売却した場合、原則売却益に対して20.315%の税金負担のみとなります。不動産を手放すという結果は同じでも、手取りが全く違ってきます。

3. 税金の差が手取りの差

下表をご覧ください。

単純に比較すると、不動産売却の場合と株式売却の場合とでは、税引き後の手取りで、約42百万円の差が生じます。差の原因は税金の差です。

含みのある不動産を売却すると、まず売却益に対する法人税等の負担が生じます。さらに、売却資金を配当すると、配当に対する所得税等の負担が生じます。このケースの場合、1億円の売却代金に対して、約60百万円の税負担となります。一方、株式売却の場合、分離課税による約18百万円の税負担のみとなり、その差が、手取りの差となります。

4. 留意点

不動産を売却した際の売却資金は、当然会社に入ります。一方、不動産M&Aの場合の売却資金は、株主に直接入ります。誰にどのように資金を残そうとするかにより、売却の手法が違ってくるとも言えます。

前提条件

- ①不動産(株式)売却価格 …… 1億円
- ②不動産帳簿価格 …… 2000万円
- ③株式取得価格 …… 1000万円
- ④法人税等 …… 35%
- ⑤所得税等 …… 簡易計算

単位：千円			
項目	不動産売却	株式売却	差
売却価格	100,000	100,000	
売却原価	20,000	10,000	
売却益	80,000	90,000	
法人税等	28,000	—	△ 28,000
配当金額	72,000	—	
所得税等	32,824	18,284	△ 14,541
手取り	39,176	81,717	42,541

夏にまつわる エピソード

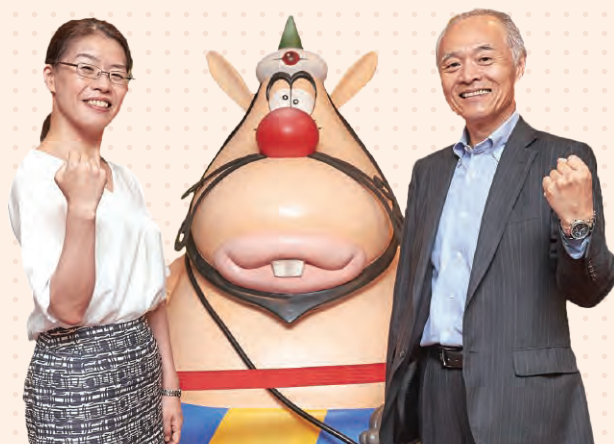
小学生の夏休みは毎日のように海で泳いでいたのを思い出します。家から海までは自転車で20分程度でした。当時の瀬戸内の海はとても澄んでいて、海の中では魚が手に届きそうなところに沢山いました。なにがそんなに楽しかったのか今思うと不思議ですが、時を忘れて過ごした時間でした。

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク



日本のアニメ文化には以前から興味があったFP部課長の金子敦子さん。アニメを総合的に紹介する東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアムの存在を知って、理事長を誘って一緒に行ってみることにしました。



日本のアニメの歴史

年表や画像・映像を使って、日本のアニメの歴史を紹介。



日本のアニメ黎明期のエポック・メイキングな2作品

商業目的での本格的なアニメ制作は、1956年の東映動画(現東映アニメーション)の発足が始まりとされています。「東洋のディズニー」を目指し、それまでにはなかった分業式の制作システムを採用し、1958年に日本初の本格カラー長篇アニメーション映画「白蛇伝」を公開。日本アニメの記念碑的な作品となりました。

そして、アニメの人気を決定づけたのが、1963年に放映が始まった日本初の長編連続テレビアニメ「鉄腕アトム」。最高視聴率40.7%、平均視聴率30%、放送は4年間にわたり、全193話におよぶ大ヒットアニメとなりました。

#029

日本が世界に誇る アニメ文化に触れるの巻

取材協力:東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム

◎東京都杉並区上荻3丁目29番5号 杉並会館3階

◎<http://sam.or.jp/>

◎TEL:03-3396-1510

◎休館日:月曜日・年末年始

※祝祭日にあたる場合はその翌日が休館日となります。

※その他、臨時に休館する場合があります。

ぶらトク
Facebookは
こちら



案内していただいたのは事務局の藤田輝さん。



アニメーションができるまで

監督、作画監督、美術監督の机を再現。声優の仕事ができるアフレコ体験コーナーもあります。



声優体験

タイミングを合わせるのが難しい...

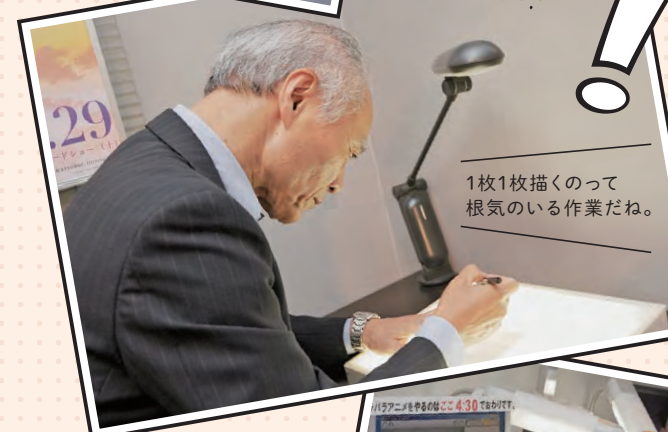


デジタルワークショップ

アニメのデジタル制作を体験できます。



パラパラ アニメ 制作体験



1枚1枚描くのって根気のいる作業だね。

たくさんの人たちの技術と努力と“愛”によって、ひとつのアニメ作品が生まれてくるんだなと実感しました。アニメを見る目が大きく変わりました!

TODAYS PARTNER



〈今回のパートナー〉

FP部 課長

金子 敦子 さん

ファイナンス・プランニングの視点からお客様のお悩みを解決します。

『夏にまつわるエピソード』

田舎育ちです。周りに虫やら雑草やらが多く、セミの鳴き声がお盆を挟んで明確に変化する環境で育ちました。覚えてるのはモリアオガエルが庭の木の枝に卵を産み付けたことです。木の下にはただの水溜まりしかなかったので、大慌てしたことを覚えています。

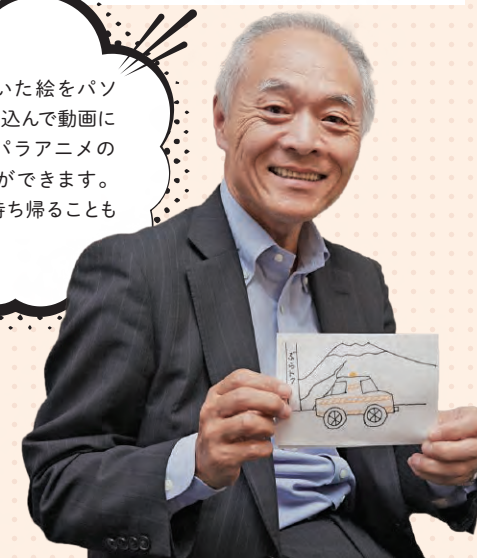
豆知識

東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアムとは



杉並区の杉並会館3階にある東京工芸大学 杉並アニメーションミュージアム。日本のアニメ全般を総合的に紹介する施設として2005年に開館しました。アニメの歴史や原理を紹介する展示やアニメ制作の過程を直接体験できるコーナーの他、アニメ作品資料、クリエイターのインタビュー映像などを収蔵したライブラリーやアニメ作品を上映するアニメシアターなどもあり、さまざまな形でアニメを楽しめます。館長はアニメーション作家の鈴木伸一さん。藤子不二雄作品に登場する小池さんのモデルとしても有名な方です。入場は無料。海外の観光客にも人気のスポットです。

自分で描いた絵をパソコンに取り込んで動画にするパラパラアニメの制作体験ができます。データは持ち帰ることもできます!



ぶらトクポイント



アニメの奥の深さを
知ることができて、
とても
面白かったです!

創造力度



お勉強度



ボクシング世界チャンピオン 伊藤雅雪選手が当社を表敬訪問！

WBO世界スーパー・フェザー級チャンピオンの伊藤雅雪選手が
8月9日に当社を表敬訪問し、世界タイトルの奪取を報告しました。



出演していただいている辻・本郷 税理士法人のコマーシャルの前に撮影

伊藤選手は、7月28日（日本時間29日）米フロリダ州でWBO（世界ボクシング機構）世界スーパー・フェザー級タイトルマッチを行い、クリストファー・ディアス（プエルトリコ）に3-0の判定勝ちを収めました。序盤から積極的に攻め、4回にダウンを奪い、そのまま最後まで攻め切って文句なしの勝利。日本人選手が米国で世界タイトルを獲得するのは37年ぶりとなる快挙です。「試合が終わったときは夢の中にいるようでした。2～3日は興奮が続き、よく眠れないほど。試合が終わって1週間以上が経ちますが、まだチャンピオンとしての実感がわきません」と伊藤選手は現在の心境を語ります。

辻・本郷 税理士法人では後援会を通して2015年より伊藤選手をサポート。スポンサーとしてリンクスへの広告出稿も行っています。「本郷会長には本当に親身になってサポートしていただいています。私にとっては尊敬できる存在。いろんな相談に乗っていただいたり、プロフェッショナルとしての在り方を教えていただいたり、とてもありがたいです」今後のことをお聞きすると「世界から認められるチャンピオンになりたいです。WBC（世界ボクシング評議会）のベルトにも興味があるので、将来的には防衛を重ねて統一戦もやってみたいです」と目を輝かせました。伊藤選手のこれからの活躍に目が離せません。

伊藤選手の
サインプレゼント！

アンケートにお答えいただいた方の中から抽選で3名様に、伊藤雅雪選手のサイン色紙を差し上げます。

＼ お申し込みはこちら /



プロボクサー 伊藤雅雪 Masayuki Ito



1991年1月19日、東京都江東区生まれの27歳。駒大高3年時にボクシングを始め、駒大在学中にプロデビュー。伴流ボクシングジム所属。26戦24勝（11KO）1敗1分。第42代OPBF東洋太平洋スーパー・フェザー級チャンピオン。現WBO世界スーパー・フェザー級チャンピオン。

辻・本郷 税理士法人

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL 03-5323-3301（代表）FAX 03-5323-3302

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町6-1 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8031 福島県福島市栄町1-35 福島キャピタルフロント7階 TEL.024-525-8177 FAX.024-525-8178
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷事務所	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏事務所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん 柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0091 千葉県松戸市本町11-5 明治安田生命松戸ビル6階 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井事務所	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL.03-6212-2830 FAX.050-3730-6208
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小銀冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301（代表）FAX.03-5323-3302
新宿アルタ事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670
新宿HR事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-1 世界堂ビル7階 TEL.03-5361-8060 FAX.03-5323-3533
代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546
渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762

品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和事務所	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル3階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX.0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
長野事務所	〒380-0904 長野県長野市七瀬中町86-1 TEL.026-224-2091 FAX.026-224-2349
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町79番地 ヤサカ四条丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
関西事務所	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田3-3-10 梅田ダイビル6階 TEL.06-6110-5875 FAX.06-6110-5876
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0032 広島県広島市中区立町1-24 有信ビル 5階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
長門事務所	〒759-4106 山口県長門市仙崎1031-210 TEL.0837-26-0457 FAX.0837-26-5020
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル（旧第一生命ビル） TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
鹿児島事務所	〒892-0844 鹿児島県鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル9階 TEL.099-216-6180 FAX.099-216-6181
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

ドコドコ

明日から集客できる ホームページを制作します。



SEO対策



WordPress

ドコドコはSEO(検索エンジン上位表示)で全国トップクラスのWeb制作会社です。

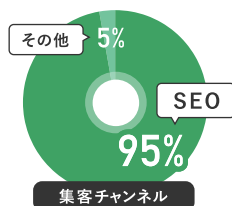
ホームページは24時間365日新しい顧客を集客する、人件費のかからない優秀な営業マン。

自社サイトの運用ノウハウと1,000社以上の成功実績で培ったSEO戦略で、低コストで高クオリティなホームページを制作します。

高クオリティな3つの理由

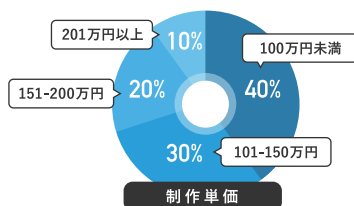
1. 全国トップクラスのSEOとWordPress

内部SEOに最適化されたツール・WordPressを使った300件以上の実績と、売上の95%をSEO対策によって獲得してきたノウハウを駆使して、Googleと検索エンジンに評価されるWebサイトを制作します。



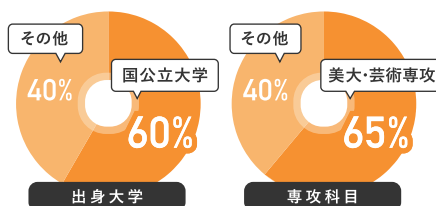
2. 大手広告代理店様のパートナー企業

ペルソナやロジックを突き詰めながら問題解決に導くというマーケティングとコンサルティングを合わせた制作手法は、大手広告代理店・コンサル会社からもご評価をいただきリピート率が高いです。



3. 人材採用と教育にこだわり

デザイン・コーディングなどのクリエイティブ作業にもガイドラインやカリキュラムを導入。徹底したクオリティ管理を行っているほか、同一の価値基準に基づいて制作するため担当者によるムラがありません。



低コストな3つの理由

1. SEOの徹底活用

契約確度の高い見込み客を集め、より成約率の高いホームページを運用することで、自社の集客はほぼSEOのみで完結。不要な営業マンや広告費の分だけ、低価格でWebサイトを制作します。



2. ガイドラインの徹底活用

W3C世界標準に準拠したユーザビリティの高い制作を行いながらも、ガイドラインによる社内標準化を行うことで制作工数を徹底的に削減。費用対効果の高いWebサイト制作を実現しています。



3. WordPressの徹底活用

WordPressとプラグイン(アプリ)を有効にカスタマイズすることで、システム構築の工数を半分に以下に低減。高クオリティと低価格を同時に実現しながら、さらに短納期という点にもアプローチしています。



御社のホームページを優秀な営業マンとして活用してみませんか。

ドコドコ

☎0120-66-0209
平日9:00~18:00 (土日祝を除く)

ドコドコ

検索

お気軽にお問い合わせください
無料お見積もりも承ります

本社	新潟県三条市土場1-5
北海道	札幌市中央区南1条西7丁目12-6 4F
青森	弘前市小比内2丁目5-1
秋田	横手市寿町9-8
山形	米沢市松が峠2丁目3-17

埼玉	新座市野火止7-7-30 H-01
千葉	千葉市美浜区新港222-20 3F
東京	中央区八重洲2-8-7 4F
新潟	新潟市中央区天神1-1 2F
富山	富山市高田527 4F

兵庫	兵庫県加西市北条町北条
岡山	岡山市北区東古松南町6-29
広島	広島市中区橋本町9-7 7F
徳島	徳島市新南福島1丁目4-6
香川	高松市扇町2丁目7-20

愛媛	松山市北斎院町637-6
高知	高知県高知市北本町1-10-28
福岡	福岡市西区今宿駅前1-15-18 3F
熊本	熊本市中央区安政町8-16 3F

☆上記以外のエリアで代理店募集中!